

平成23年第9回臨時会

# 階上町議会会議録

平成23年11月25日 開会

平成23年11月25日 閉会

階上町議会



# 平成 23 年第 9 回階上町議会臨時会

## 議事日程第 1 号

平成 23 年 11 月 25 日 午前 10 時 05 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由説明

日程第 4 議案第 1 号 階上町職員の給与に関する条例及び階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（13 名）

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 1 番  | 浜 谷 貴 樹 君   | 2 番  | 松 尾 國 治 君   |
| 3 番  | 百 目 木 和 俊 君 | 5 番  | 林 貢 君       |
| 6 番  | 加 藤 祐 君     | 7 番  | 重 文 字 勝 義 君 |
| 8 番  | 鹿 原 章 男 君   | 9 番  | 石 川 清 人 君   |
| 10 番 | 山 田 恵 治 君   | 11 番 | 郷 州 公 典 君   |
| 12 番 | 松 森 蒿 君     | 13 番 | 畑 中 弘 實 君   |
| 14 番 | 木 村 勝 彦 君   |      |             |

欠席議員（1名）

4番 大江 和 夫 君

説明のための出席者

町 長 浜 谷 豊 美 君 副 町 長 久 保 和 子 君

教 育 長 川 浪 孝 雄 君 総 務 課 長 上 博 文 君

総務課指導監 南 正 人 君

職務のための出席者

議会事務局長 浜 谷 操 君 総 務 G L 長 根 工 君

総 務 課 主 幹 平 戸 真 澄 君

開会の宣告

午前 10 時 05 分

開議の宣告

午前 10 時 05 分

議長（木村勝彦君） ただいまの出席議員は13名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成23年第9回階上町議会臨時会を開会いたします。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、13番 畑中弘實君、1番 浜谷貴樹君を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、この際、議案第1号 階上町職員の給与に関する条例及び階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての件を上程いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

町長（浜谷豊美君） ハイ。

議長（木村勝彦君） 町長 浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） 本日ここに、平成23年第9回階上町議会臨時会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案につきまして、ご説明申し上げ、審議の参考に供したいと思っております。

議案第1号 階上町職員の給与に関する条例及び階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、平成23年11月1日付けの青森県人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告等を考慮し、職員の給料月額について改定を行うとともに所要の改正をするため提案するものであります。

以上、提出議案につきましてご説明申し上げましたが、審議の過程における質疑等に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決下さるようお願い申し上げます。（町長降壇）

議長（木村勝彦君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

日程第4、議案第1号 階上町職員の給与に関する条例及び階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。（質疑なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。(討論なしの声あり)

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第1号 階上町職員の給与に関する条例及び階上町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)  
ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、終了いたしました。

これにて平成23年第9回階上町議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻 午前10時11分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

